

平成23年度第1回市川市幼児教育振興審議会

日時：平成23年7月25日（月）

午後2時30分から

場所：市川市役所3階 第5委員会室

次 第

1. 議 題
 - (1) 辞令の交付
 - (2) 会長・副会長の互選について
 - (3) 今後の会議の進め方について
 - (4) 今後の審議日程について

2. その他
 - ・平成22年度諮問・答申内容とその後の状況について
 - ・次回開催日程について

◎参考資料

- | | |
|-----------------------------|--------|
| ・平成23年度市川市幼児教育振興審議会審議日程 | P 1 |
| ・幼教審答申を受けての公立幼稚園の短期的方向性について | P 2 |
| ・答申の概要：基本の方針について | P 3 |
| ・答申（写） | P 4～ 6 |
| ・スケジュール | P 7 |
| ・市川市幼児教育振興審議会委員名簿 | P 8 |
| ・市川市幼児教育振興審議会条例 | P 9～10 |

平成23年度 市川市幼児教育振興審議会 審議日程

	開催日時	開催場所	内 容
第1回	平成23年7月25日(月) 午後2時30分～ (午後3時30分終了予定)	市役所3階 第5委員会室	議題 (1)辞令の交付 (2)会長・副会長の互選について (3)今後の会議の進め方について (4)今後の審議日程について その他 ・平成22年度諮問・答申内容とその後の状況について ・次回開催日程について
第2回	平成23年10月13日(木) 午後2時30分～ (午後4時30分終了予定)	未定	議題 (1)幼稚園保育料の見直しについて (2)幼児教育振興プログラムの評価について その他 次回開催日程について
第3回	平成23年12月中旬 午後2時30分～ (午後4時30分終了予定)	未定	議題 (1)幼稚園保育料の見直しについて (2)幼児教育振興プログラムの評価について その他 次回開催日程について
第4回	平成24年 1月下旬 午後2時30分～ (午後4時30分終了予定)	未定	議題 (1)幼稚園保育料の見直しについて その他 次回開催日程について

◎ 幼教審答申を受けての公立幼稚園の短期的方向性について（ご説明）

—— 稲荷木幼稚園の廃園について ——

1. 公立幼稚園の現状と課題、検討経緯について

○私立の補完として創設されるも、幼稚園需要減少の中、問われる公立のあり方

公立幼稚園は、昭和40～50年代に幼児人口が急増した際、私立幼稚園に入園できない児童のために私立幼稚園の補完的な役割を担って創設された。

しかしながら、近年の幼児人口の減少や就労形態の多様化に伴う保育園需要の増大等により、幼稚園需要が減少。私立幼稚園でも定員に満たない園が多くなり、私立幼稚園との共存を含めた公立幼稚園の今後のあり方が課題となってきたことから、昨年8月に幼児教育振興審議会に諮問を行い、別紙のとおり答申を得た。

2. 公立幼稚園の今後のあり方についての答申骨子

※別添答申書参照

①基本的な方向について

当面、北部・中部・南部の3園を基幹園として残し、「公」の役割を果たすことが望ましい。その他の園については、廃園可能となった園から順次廃園を検討していくこととする。

②短期的な方向性について

就園率の低い稲荷木幼稚園については、廃園の方向で検討していくことが望ましい。

就園率が低く今後も低下が見込まれる二俣幼稚園については、当面は休園の方向で検討していくことが望ましい。

③将来的な方向性について

現在、国が進めている「幼稚園」「保育園」等の一体化施策の動向を見極めた上で決定していくことが望ましい。

3. 公立幼稚園に関する基本的方針について

○幼教審の答申に沿い検討・実施。稲荷木幼稚園は平成26年3月末を目途に廃園

公立幼稚園に関する基本的方針については、平成22年11月25日付け別紙市川市幼児教育振興審議会答申に沿って検討・実施していくものとし、短期的な方向性として稲荷木幼稚園については、慎重に進める必要があることから、平成26年3月末の廃園を目途に手続きを進めてまいります。

廃園に向けてのスケジュール

○平成26年3月末の廃園を目途に平成23年9月議会で条例改正を提案予定

議会、保護者および地元自治会等へ説明を行い、平成26年3月末の廃園を目途に、本年9月議会に条例改正を提案予定です。

◎ 公立幼稚園に関する今後のあり方（答申の概要：基本の方針）

教育政策課
H.23.06.10

基本的 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、北部・中部・南部の3園を基幹園として残し、「公」の役割を果たす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の園については、廃園可能となった園から順次、廃園を検討していく
------------	--	--

※公の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○〈基幹園3園〉・百合台・大洲・南行徳幼稚園 ①特別支援教育（特別支援学級） ②教育機会の確保 ③幼児教育の研究 ④子育て支援施策（相談） 	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹園を除く公立幼稚園については、今後の就園状況や私立幼稚園を含めた地域の実情、バランス、周辺幼稚園の受け入れ可能状況等を配慮しながら、廃園可能な園から順次廃園を検討していく。 ○私立幼稚園による幼児教育の推進を図る。
-------	---	---

短期的 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就園率の低い稲荷木幼稚園を廃園 ・ 就園率が低く今後も低下が見込まれる二俣幼稚園は今後の動向を見て休園を検討
------------	---

○稲荷木幼稚園 → H.26年3月末廃園を計画
園区内児童は、当面、大洲・信篤幼稚園で受け入れていく

○二俣幼稚園については、防衛省宿舎の動向を見ながら決定していく

○ 公立幼稚園の就園状況（各年5月1日現在）

	幼稚園名	定員	平成22年度		平成23年度	
			児童数	就園率	児童数	就園率
北部	百合台 ※	240	116	48.3%	118	49.2%
中部	二俣	400	134	33.5%	102	25.5%
	信篤	160	129	80.6%	143	89.4%
	稲荷木	240	69	28.8%	73	30.4%
南部	大洲 ※	240	134	55.8%	154	64.2%
	南行徳 ※	330	266	80.6%	217	65.8%
	新浜	160	128	80.0%	136	85.0%
	塩焼	240	238	99.2%	225	93.8%
計	8園	2,010	1,214	60.4%	1,168	58.1%

※印は基幹園

将来的 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「幼稚園」「保育園」「認定こども園」の一体化施策の動向を見極め、将来像を決定する
------------	--

現在、国が検討を進めている「幼稚園」「保育園」「認定こども園」の一体化施策（子ども・子育て新システム）の動向を見極めた上で決定していく。

平成22年11月25日

市川市教育委員会
委員長 宇田川 進 様

市川市幼児教育振興審議会
会長 高尾 公 矢



公立幼稚園の今後のあり方について（答申）

平成22年8月30日付、市川第20100730-0068号で市川市幼児教育振興審議会へ諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり取りまとめたので、市川市幼児教育振興審議会条例第2条の規定に基づき答申します。

記

答 申

1. 公立幼稚園の今後のあり方について

(1) 公立幼稚園のあり方についての基本的な方向性について

当面は、市北部に位置する百合台幼稚園と中部に位置する大洲幼稚園、南部に位置する南行徳幼稚園の3園を基幹園として残し、「公」としての役割を果たしていくことが望ましい。

その他の公立幼稚園については、今後の就園状況や私立幼稚園を含めた地域の実情、バランス等を配慮しながら、廃園可能な園から順次廃園を検討していくものとする。

検討にあたっては、就園率・就園児童数のみではなく、発達支援児を含めた周辺幼稚園の受け入れ可能状況等を十分考慮した上で、計画的に行うものとする。

(2) 公立幼稚園のあり方についての短期的な方向性について

特に就園率の低い稲荷木幼稚園、二俣幼稚園についての短期的な方向性は次のとおりとする。

①稲荷木幼稚園については、就園率が低く、就園児童数も減少しており、今後においても園児の増加が見込めないことから、廃園の方向で検討していくことが望ましい。

なお、廃園にあたっては、保護者や職員に対する周知、ケア等の対応はもちろん、地域の関係団体等にも十分配慮しながら進める必要がある。

稲荷木幼稚園廃園後の施設活用については、「ことばの教室」は存続の方向で検討することとし、対象児童および運営主体等については、教育委員会とこども部で十分協議するものとする。

幼児教育センター構想との関連については、発達支援を含め、同センター構想で求められる機能と既に実施している事業および基幹園で担うべき機能を含めて整理を行っていくこととし、具体的な廃園後の施設活用については、求められる機能を統括する拠点としての役割を視野に関係部署と協議を行うものとする。

②二俣幼稚園については、就園率が低く、就園児童数も減少してきており、今後、就園児童数の50%以上を占める二俣防衛省宿舍の廃止が予定されるなど、園児数の激減が予想される。加えて、その後の跡地利用の方向性が定まっていないことから、当面は休園の方向で検討していくことが望ましい。

なお、検討に当たっては、建て替えを含めた今後の防衛省宿舍の動向を見極めた上で議論を行い、休園または廃園の最終決定を行うものとする。

(3) 公立幼稚園のあり方についての将来的な方向性について

現在、国が検討を進めている「幼稚園」「保育園」「認定こども園」の一体化施策（子ども・子育て新システム）の動向を見極めた上で決定していくことが望ましい。

なお、将来的に発達支援児の受け入れなどの条件が整えば、幼児教育の役割をすべて私立幼稚園に委ねることも方向性の一つと考える。

市川市幼児教育振興審議会

会 長	高尾	公矢
副会長	鈴木	みゆき
委 員	稲葉	健二
委 員	藤田	宏夫
委 員	二宮	由泰
委 員	倉橋	千絵
委 員	田邊	美代子
委 員	榊田	美恵子
委 員	杉田	恒子
委 員	小杉	知子
委 員	近藤	恵美子
委 員	小関	淑子
委 員	佐藤	正人

平成23年度							平成24年度		平成25年度					
7月 7/1 7/5 中旬 7/15 下旬					8月 8/4 初旬		9月	4月初旬	10月	4月	H.26 3月 末日			
<ul style="list-style-type: none"> 行政経営会議（廃園後の跡施設活用方針の決定） 保護者説明会開催通知（園内掲示） 自治会長説明（大和田・稲荷木・田尻自治会） 保護者説明会 議会説明（各派代表者説明） 定例教育委員会（議案伺い） 庁議（議案・条例改正） 							9月定例議会・条例一部改正		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度入園児募集停止の周知（広報・入園案内） 		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度入園児募集停止の周知 平成25年度入園児募集停止 		<ul style="list-style-type: none"> 在園児（5歳児のみ） 稲荷木幼稚園廃園 	

市川市幼児教育振興審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属・役職名	備考
第1号委員 学識経験者	たか お きみや 高尾 公矢	聖徳大学教授 人文学部 社会福祉学科長	
	すず き みゆき 鈴木 みゆき	和洋女子大学人文学群 心理・社会学類教授	
	いな ば けんじ 稲葉 健二	市川市議会議員	
	おお の きょうこ 大野 京子	内科・小児科医院院長 社団法人市川市医師会理事	
第2号委員 公・私立 幼稚園関係者	すず き けいこ 鈴木 敬子	市川市私立幼稚園協会会長 (国分幼稚園)	
	とみ た とも み 富田 友美	前市川市私立幼稚園PTA連絡協議会会長	
	たな べ みよこ 田邊 美代子	市川市公立幼稚園園長会副会長 (塩焼幼稚園)	
	た なか あけ み 田中 明美	前市川市公立幼稚園PTA連絡会副会長	
第3号委員 公・私立 保育園関係者	いの せ ひろ 猪瀬 ひろ	私立保育園園長 (愛泉保育園)	
	さい とう ま ゆ み 齋藤 真由美	私立保育園保護者 (風の谷保育園保護者会会長)	
	いし がみ く み こ 石神 久美子	市川市公立保育園園長 (菅野保育園)	
	おぎ の ちな 荻野 千奈	市川市公立保育園保護者 (行徳保育園)	
第4号委員 小学校関係者	さい とう たかし 齋藤 隆	市川市公立小学校校長 (平田小学校)	

任期：平成23年7月7日～平成25年7月6日

市川市幼児教育振興審議会条例

昭和50年3月31日

条例第30号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市川市幼児教育振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、幼児教育の振興充実について市長又は教育委員会の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員13名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者につき、市長の意見を聞いて教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 4名
- (2) 公・私立幼稚園関係者 4名
- (3) 公・私立保育園関係者 4名
- (4) 小学校関係者 1名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局において所掌する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、別に定めるところにより報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

(審議会の運営その他必要な事項)

第 9 条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長及び教育委員会の同意を得て定める。

附 則（抄）

1 この条例は、昭和 5 0 年 4 月 1 日から施行する。